

技能検定委員の推薦要領について

1 推薦人数

過去の実績(集合実施方式)を基に推薦作業を記載しております。作業名等の加筆・修正が必要な場合は、赤字にて訂正してください。また、複数名の技能検定委員の推薦が必要と思われる場合は、その人数分の推薦承諾書をご提出ください。

※事業所実施職種(作業)の推薦につきましては、「技能検定実施計画書」を提出後、協会の承認を受けた事業所(学校)に改めて推薦をお願いいたします。

2 提出書類

(1) 岡山県技能検定委員推薦承諾書及び承諾書(別紙3)

① 推薦承諾書につきましては、1部しか同封しておりませんが、承諾頂ける人数分の提出をお願いいたします。

(2) 履歴書(別紙4) ※新規の方(または、変更事項のある方)のみ必要な書類となります。

① 昭和54年度以降に技能検定委員の委嘱を受けた方のうち、履歴事項に変更のない方は、再提出は不要です。

② 履歴書が複数必要な場合は、コピーしてお使いください。

3 提出期限

令和7年9月19日(金) 必着

※ 同封の返信用封筒をご利用の上、提出期限厳守をお願いいたします。

4 委嘱期間(予定)

令和7年11月11日(火)から令和8年11月10日(火)まで

技能検定委員の委嘱につきましては、受検者の申請状況(受付期間:10/2~15)により、委嘱の可否を検討した後、委嘱状の送付によりご連絡させていただきます。

5 提出先

〒700-0812 岡山市北区出石町1-2-11 イマージュ・シャトー2階

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

※Mail (kenteika@okayama-syokunou.or.jp) または FAX (086-234-1806) による提出でも構いません。

6 技能検定委員が行う用務

(1) 打合せ会議の出席(打合せ会議日程表(別紙5)のとおり)

開催日 令和7年11月19日(水)から21日(金)

場 所 岡山県職業能力開発協会内2階 会議室

時 間 9:00から17:15までの間、1作業40分程度

※打合せ会議の日時については変更できません。ご都合のつかない方は当協会

(086-225-1547) まで事前にお知らせください。後日資料を送付させていただきます。

※会議日当日は、人数分の駐車場の用意がございません。そのため、大変お手数ですが、近隣のコインパーキングのご利用をお願いいたします。

(2) 実技試験の準備及び試験実施

日時、会場、試験の段取り等につきましては、打合せ会議の際に、技能検定委員と協会職員との間で相互確認をさせていただきます。

(3) 採点

原則として、実技試験実施後の同一日に採点を行います。ただし、受検者数や会場などの都合により別の日に集合採点を行う場合もあります。

7 技能検定委員の報酬等

当協会規程により、報酬及び旅費をお支払いいたします。なお、報酬及び旅費が不要の場合は、打合せ会議・試験日等に技能検定委員から協会担当者にその旨を必ずご連絡くださいますようお願いいたします。

(1) 報酬

ア 技能検定試験日を除く打合せ又は準備日 7, 000円/日

イ 技能検定試験日又は集合採点日 8, 000円/日

(2) 旅費

岡山県職業能力開発協会職員等旅費規程に基づき、協会にて算定させていただきます。なお、有料道路を利用される場合には、原則として試験日の2週間前までに有料道路利用事前申請書を協会へ提出し、利用可否についてご確認ください。有料道路利用事前申請書の提出がない場合及び領収書がない場合は、一切利用料金はお支払いできませんのでご注意ください。

(3) 報酬等支払予定日

打合せ会議に係る報酬等は令和8年1月23日（金）に、その他の実技試験に係る報酬等は令和8年2月25日（水）に振込を予定しています。

(4) その他

振込手続についての詳細につきましては、委嘱関係書類送付時にご案内させていただきますが、振込先の口座情報につきましては、12月5日（金）までに当協会へご発送くださいますようお願いいたします。

振込先金融機関は、振込手数料の都合上、可能な限り中国銀行をご指定ください。

なお、登録口座に変更のない方につきましては、再提出は不要です。

8 技能検定委員の傷害保険制度について

都道府県職業能力開発協会より委嘱を受けた、技能検定委員等が、技能検定業務（実技試験）に関し、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合には、次の補償の対象となります。

補償される範囲

- ・技能検定試験実施会場での検定業務従事中の傷害事故
- ・技能検定試験準備のための検定業務従事中の傷害事故

※協会より業務指示があった日時のみ補償対象となります。

- ・上記会場と自宅との往復途上の傷害事故

※往復途上において、技能検定事業とは別の目的（検定業務外での取引先等への立ち寄りや帰宅途中の買物等）で行動を開始した場合は、補償適用外となります。

9 技能検定委員における守秘義務について

技能検定委員となる方は、次の(1)から(3)について留意していただくこととなりますので、推薦の際は必ずご確認ください。

当該年度（委嘱期間中）に行われる当該職種の技能検定試験は、受検することができません。ただし、特級以外の技能検定委員であって、かつ、中央技能検定委員を兼任していない場合に限り、当該検定職種に係る特級の受検は認められます。

- (1) 技能検定試験業務に係る秘密保持の義務が課されています。
- (2) 当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に先立って、各種団体や事業所等が実施する技能検定実技試験に係る事前講習会や事前教育の講師となること及びこれらに係る教育関係資料の作成には一切関与できません。

また、受検者に対し指導や助言することも一切禁止されており、技能検定試験問題漏洩に係る再発防止対策の具体的運用について（平成 23 年 11 月 22 日付け能評発 1122 第 3 号厚生労働省職業能力開発局能力評価課長発）より、次の例が挙げられています。

- (ア) 技能検定試験の出題傾向とその対策（学習ポイント、学習方法、取組方、作業手順、採点に係る発言等）を示す行為。
- (イ) 学科試験、実技のペーパーテスト及び要素試験にあたっては、予想問題又は模擬問題とその解答を示す行為。
- (ウ) 実技の作業試験にあたっては、次回実施することが公表された試験問題（公表前に、前回実施された試験問題が次回実施されないことが明らかになっていない場合は、前回実施された試験問題）とその取組方を示すもの。

以上の趣旨は、試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするものであり、試験実施に携わる技能検定委員等が、講習会等が行われる場に居合わせることで自体が問題になります。

これら「技能検定の事前講習や事前教育の禁止」の趣旨は、技能検定の試験実施機関が実施する事前講習会等、あるいは技能検定委員等が講師となる事前講習等を受講すれば試験問題等に関する情報が得られるといった利点があるかもしれないという印象を持たれることや、試験の公平性について疑念を抱かれることを排除できないためであり、すなわち、技能検定の試験合格のみに特化したような事前講習等を禁じているものであります。

よって、本来的な学校教育、職業訓練、OJT、あるいは技能の伝承等職業に必要な技能を習得させるものまでも禁じている趣旨ではありません。

【本件に関する問合せ先】

岡山県職業能力開発協会 技能振興課

電話：086-225-1547 FAX：086-234-1806

E-mail：kenteika@okayamasyokunou.or.jp